「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする（平成23年６月30日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

③　「アからイを差し引いた額」の欄には、「特定断熱改修工事等に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

平成23年６月30日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、「特定断熱改修工事等に要した費用の額」と同額を記載するものとする。

⑶　断熱改修工事等の費用の額等

①　「断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、断熱改修工事等の１～６のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

②　「補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事等に、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする（平成23年６月30日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする（平成23年６月30日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

③　「アからイを差し引いた額」の欄には、「断熱改修工事等に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

平成23年６月30日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、「断熱改修工事等に要した費用の額」と同額を記載するものとする。

⑷　施行令第26条の28の５第９項に規定する改修工事の費用の額

①　「施行令第26条の28の５第９項に規定する改修工事に要した費用の額」の欄には、施行令第26条の４第19項の規定により読み替えられた同条第18項の施行令第26条の28の５第９項に規定する工事のいずれかに該当する工事（「工事の種別及び内容」の欄中「施行令第26条の４第18項に規定する改修工事（断熱改修工事等）」の欄の番号１、４、５及び６のうち該当するものとして○で囲んだもの）の合計額を記載するものとする。

②　「補助金等の交付の有無」の欄には、実施された施行令第26条の４第19項の規定により読み替えられた同条第18項の施行令第26条の28の５第９項に規定する工事に、当該工事を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする（平成23年６月30日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、施行令第26条の４第19項の規定により読み替えられた同条第18項の施行令第26条の28の５第９項に規定する工事を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする（平成23年６月30日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

③　「アからイを差し引いた額」の欄には、「施行令第26条の28の５第９項に規定する改修工事に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

平成23年６月30日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、「施行令第26条の28の５第９項に規定する改修工事に要した費用の額」と同額を記載するものとする。

７　租税特別措置法第41条の19の３第１項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

⑴　「高齢者等居住改修工事等を含む改修工事の費用の額（全体工事費）」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の改修工事の全体の費用の額を記載するものとする。

⑵　高齢者等居住改修工事等の費用の額等

①　「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

②　「補助金等の交付の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事（平成23年６月30日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの交付、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の給付の対象となる工事）が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額（平成23年６月30日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの額及び住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の額の合計額。）を記載するものとする。

③　「アからイを差し引いた額」の欄には、「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

④　「高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額」の欄には、「施行令第26条の28の５第３項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額（平成21年国土交通省告示第384号）」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

⑶　一般断熱改修工事等の費用の額等

①　「一般断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、一般断熱改修工事等の１～４及び設備の取替え又は取付けのいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

②　「補助金等の交付の有無」の欄には、実施された一般断熱改修工事等に、一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする（平成23年６月30日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする（平成23年６月30日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。